議案第１９号資料

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

| 改　正　後 | 現　　行 |
| --- | --- |
| （報酬の基本額の特例）<br>第４条　特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第１号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する第２条の規定の適用については、同条第１項第第１号「２級」とあるのは「３級」と、「この項及び第６条第１項」とあるのは「この項」とする。 | （報酬の基本額の特例）<br>第４条　特殊な専門的知識を必要とする業務に従事する第１号会計年度任用職員であって規則で定めるものに対する報酬の基本額は、第２条第１項各号に掲げる額にかかわらず、月額にあっては３３１，３００円、日額にあっては１５，７８０円、時間額にあっては２，０３６円を超えない範囲内で、職種の区分に応じ、規則で定める額とする。 |